

南伊豆町条例第24号

南伊豆町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員活動（第3条・第4条）

第3章 議会活動（第5条）

第4章 町民と議会との関係（第6条―第8条）

第5章 議会と行政との関係（第9条・第10条）

第6章 議会改革（第11条・第12条）

第7章 議会の体制整備（第13条―第16条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第17条―第19条）

附則

南伊豆町議会は、主権者である町民の負託を厳粛に受け止め、二元代表制の一方の担い手である南伊豆町長との健全な緊張関係を築くことにより民主主義の発展に寄与、貢献します。更に、町民から選挙で選ばれた南伊豆町議会議員は、常に町民とともに歩み、行動し、創造性豊かな政策づくりに努めることによって、町民に信頼される開かれた議会を創ることを約束し、将来に向かって町民との約束を果たすため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、南伊豆町議会（以下「議会」という。）及び南伊豆町議会議員（以下「議員」という。）が担う役割を明らかにし、議会に必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に応え、もって町政の発展並びに町民の生活及び福祉の向上を図り、住みよいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者又は町内で活動を行う者、事業者及び法人をいう。
- (2) 会議 本会議、委員会及び全員協議会をいう。
- (3) 町長等 町長その他執行機関をいう。

第2章 議員活動

(議員の使命)

第3条 議員は、政策を提案し、問題の争点を明らかにする等、議会における討議を通じてより良い決定がなされるよう常に自ら研さんに努めなければならない。

(議員の行為規範)

第4条 議員は、自らが町民の代表者であることを深く自覚し、活動に当たっては公正性及び透明性を重んじ、町民に疑惑や不信を招くことがないようにしなければならない。

- 2 議員は、政治倫理を遵守して行動しなければならない。
- 3 議員の会議における発言は、町政の問題解決を意図し、もって町民の生活及び福祉の向上を旨として行われなければならない。

第3章 議会活動

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民主権を実現するため、町民へ町政に関する情報を公開し、町政への町民の参加を進め、町民の意見等を適時的確に把握して町政に反映させるよう活動しなければならない。

- 2 議会の会議に出席する全ての者は、議会が町民に対する説明責任を果たす情報公開の場であることを認識し、町民が理解しやすい言葉を用いた説明に努めなければならない。
- 3 議会は、積極的に議案及び資料を提供する等、町民が会議を傍聴しやすい環境の整備に努めなければならない。

第4章 町民と議会との関係

(ふれあい会議)

第6条 議会は、町民とテーマを設けた意見交換を行い、その意見を集約し、町政への反映を検討するため、ふれあい会議を開催するものとする。

2 ふれあい会議の開催方法等については、議長が全員協議会に諮り、これを定める。

(議会報告会)

第7条 議会は、町民に議会の活動を説明し、町民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会の開催方法等については、議長が全員協議会に諮り、これを定める。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会独自の視点から、町政に係る重要な情報を常に町民に周知する。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動を行う。

3 議会は、町政に関する情報を町民が利用しやすいように議会図書を整備し、一般の閲覧に供さなければならない。

第5章 議会と行政との関係

(町長等との関係)

第9条 議会は、二元代表制の下、町長等と緊張ある関係を保持しながら議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会審議)

第10条 会議における議員と町長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

2 会議において、議員は一問一答方式で行うこととする。

3 質問等を受けた者は、議長の許可を得て質問等の趣旨を確認することができる。

4 会議は、議員による自由討議を原則とする。

第6章 議会改革

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、全議員で構成する議会改革

推進会議を設置する。

- 2 議会は、必要と認めるときは、議会改革推進会議に学識経験を有する者を加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、新しい議会の在り方について調査及び研究を行うため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を深めるものとする。

第7章 議会の体制整備

(議員定数)

第13条 議員定数は、条例で別に定める。

- 2 議員定数を改正する条例案を提出するに当たっては、人口の推移、財政状況の変動、他の市町村の動向、町政の現状と課題、将来の予測と展望を総合的に考慮するとともに、町民の意見を広く聴くものとする。

- 3 議員定数の条例改正案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して提案しなければならない。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、条例で別に定める。

- 2 議員報酬を改正する条例案を提出するに当たっては、職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに、南伊豆町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のため、議決により調査機関を設置することができる。

- 2 前項の調査機関には、議員を構成員として加えることができる。
- 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議会改革推進会議の提言により、議長が全員協議会に諮り、これを定める。

(議会事務局体制の強化)

第16条 議会は、議員の政策形成能力及び立案機能を向上させるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、いかなる場合においてもこの条例の趣旨を尊重して議会の規則、規程等を制定しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、法令並びにこの条例に定める原則及びこれらに基づいて制定される規則、規程等を遵守して議会を運営し、それぞれの使命を果たさなければならない。

(見直し手続)

第19条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会改革推進会議において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全員協議会で協議し、本会議においても改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。